

2025年度 長岡大学シラバス

| | | | | | | | | |
|---------------------------|--------------------|------|-------------|-----|------|------|----------------------|------------------------|
| 授業科目名 | 民法 (Civil Code) | | | | | 担当教員 | 赤塚 浩一 (アカツカ コウイチ) | |
| 2020-23年度 入学者(20K-23K) | 科目コード | 科目区分 | 必修・ 選択区分 | 単位数 | 配当年次 | 開講期 | 科目 特性 | 知識定着・確認型 AL/資格対 応科目 |
| | 2013-0-13-033 | 教養科目 | 選択 | 2単位 | 1年次 | 前期 | | |
| 2024-25年度 入学者(24K-25K) | 科目コード | 科目区分 | 必修・ 選択区分 | 単位数 | 配当年次 | 開講期 | 科目 特性 | 知識定着・確認型 AL/資格対 応科目 |
| | 2413-0-13-031 | 教養科目 | 選択 | 2単位 | 1年次 | 前期 | | |

| |
|---|
| ① 授業のねらい・概要 |
| 民法は、社会のあらゆる場面に広く適用される「民(たみ)の法」である。「民法を知らなかったから無罪」とはならず、民法を知らないことによるデメリットは計り知れない。本授業では、私法の基本法・一般法である民法を、複雑化するデジタル化社会で民法の前提条件が成立しない場合に、民法を補完し適用する特別法と共に学び、社会生活で活用できるようになることを目指す。本授業で学ぶ内容は、社会福祉主事任用資格、各種公務員試験受験科目に関係するものである。 |
| ② ディプロマ・ポリシーとの関連 |
| 地域社会に貢献する姿勢/職業人として通用する能力を養う。 |
| ③ 授業の進め方・指示事項 |
| 本授業は主に講義形式で進める。授業内に小テストを随時実施し、次回授業時に解説を行う。テキストを授業時に持参する。必要に応じて、テキストを補完する資料を配付する。 |
| ④ 関連科目・履修しておくべき科目 |
| 特になし |
| ⑤ テキスト(教科書)※授業で使用する。 |
| 鎌野邦樹著「今日から役立つ民法」(2018)、ナツメ社、ISBN 978-4-8163-6547-8 |
| ⑥ 参考図書・指定図書 ※授業では使用しないが、授業内容に関係し、理解を深めるために必要とする。 |
| 消費者白書 令和6年版(発行済、消費者庁ホームページから無償でダウンロード可能) |
| ⑦ 担当教員からのメッセージ(昨年度授業アンケートを踏まえての気づき等) |
| 次回講義内容を記載した資料を、遅くとも前回講義時までに配付する。授業中は板書内容の転記ではなく、講義内容の理解に集中して頂きたい。 |
| ⑧ 評価Aに対応する具体的な学習到達目標の目安 |
| (i) 人の能力・権利・義務を理解し、適切に行使・遂行できる。 (ii) 契約・債権・債務を理解し、違法・高リスクな契約を回避できる。 (iii) 民法を補完する特別法を理解し、それらに基づいて適切に行動できる。 |

| | | | | | |
|--------------------|---|------------------------------|-------------------------------|---|--|
| ⑨ ルーブリック | | | | | |
| 評価基準 | S | A | B | C | D |
| 評価項目 | 到達目標を越えたレベルを達成している | 到達目標を達成している | 到達目標達成にはやや努力を要する | 到達目標達成には努力を要する | 到達目標達成には相当の努力を要する |
| (i) 権利・義務の適切な行使 | 資料等を参照しなくても、権利・義務を適切に行使でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照することで、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、権利・義務を適切に行使できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、権利・義務を適切に行使できない。 |
| (ii) 高リスク契約の回避 | 資料等を参照しなくても、違法・高リスク契約を回避でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照することで、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、違法・高リスク契約を回避できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、違法・高リスク契約を回避できない。 |
| (iii) 特別法に基づく適切な行動 | 資料等を参照しなくても、特別法に基づいて適切に行動でき、授業内容を越えた学修成果を示している。 | 資料等を参照しなくても特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照することで、特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けることで、特別法に基づいて適切に行動できる。 | 資料等を参照し、教員等の支援を受けなくても、特別法に基づいて適切に行動できない。 |

| ⑩ 学習到達目標（評価項目） | 定期試験 (レポート含む) | 小テスト | 課題 | 発表・ 実技 | 授業への 参加・意欲 | その他 | 合計 |
|--------------------|------------------------------|------|----|-----------|---------------|-----|------|
| 総合評価割合 | 55% | 30% | | | 15% | | 100% |
| (i) 権利・義務の適切な行使 | 20% | 10% | | | 5% | | 35% |
| (ii) 高リスク契約の回避 | 20% | 10% | | | 5% | | 35% |
| (iii) 特別法に基づく適切な行動 | 15% | 10% | | | 5% | | 30% |
| フィードバックの方法 | 授業内実施小テストの解答説明と解説を、次回授業時に行う。 | | | | | | |

| ⑪ 授業計画と学習課題 | | | |
|-------------|---|---|--|
| 回数 | 授業の内容 | 授業外の学習課題と時間（分）（※特別な持参物） | |
| 1 | イントロダクション (トピックス：成年年齢引下げ、闇バイト) | トピックス関連情報の収集・分析 120分 | |
| 2 | 法体系の中の民法 (社会の進化と、法の誕生・進化) | テキスト該当部分(序章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 3 | 民法総則(人) (人とは何か、AIは人になれるか) | テキスト該当部分(第1章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 4 | 民法総則(物) (物とは何か、形が無くても物なのか) | テキスト該当部分(第1章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 5 | 民法総則(行為) (法律行為とは何か、前提は対等な関係) | テキスト該当部分(第1章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 6 | 物権(人と物の関係) (物を他人の行為を介さずに支配する権利) | テキスト該当部分(第2、3章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 7 | 債権(人と人の関係) (特定の人に特定の行為を要求できる権利) | テキスト該当部分(第4、5、6章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 8 | 債権(契約) (債権と債務を発生させる約束) | テキスト該当部分(第4、5、6章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 9 | 債権(債務不履行) (債務を履行しないと何が起るのか) | テキスト該当部分(第4、5、6章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |
| 10 | 民法と特別法(労働契約法) (雇用者・労働者間の格差の是正) | 労働関連法規制調査 労働問題関連情報の収集・分析 180分 | |
| 11 | 民法と特別法(消費者契約法) (事業者・消費者間の格差の是正) | 消費者関連法規制調査 消費者問題関連情報の収集・分析 180分 | |
| 12 | 民法と特別法(個人情報保護法) (「個人情報をコントロールする」権利の保護) | 個人情報保護関連法規制調査 個人情報流出事故関連情報の収集・分析 180分 | |
| 13 | 民法と特別法(知的財産権法) (「形が無くても価値が有る物」の権利の保護) | 知的財産権関連法規制調査 生成AI関連情報の収集・分析 180分 | |
| 14 | 民法と特別法(下請法・不正競争防止法) (大企業・中小企業間の格差の是正) | 下請法・不正競争防止法調査 GAMA&M 動向情報の収集・分析 180分 | |
| 15 | 家族・相続 (「他人の始まり」とは何か) | テキスト該当部分(第7章)の予習 講義関連情報の収集・分析 180分 | |

| ⑫ アクティブラーニングについて |
|---|
| 知識定着・確認型 AL ・講義中に授業内容に関する小テストを課し、小テストの答え合わせと解説を次回授業時に行う。 |

※以下は該当者のみ記載する。

| ⑬ 実務経験のある教員による授業科目 |
|---|
| 実務経験の概要 ICT企業に勤務し、法務責任者として、新ビジネス推進に欠かせない民法・個人情報保護法・知的財産権法等の法規制、マネジメントシステム、情報セキュリティ等の業務を担当してきた。また中小企業診断士・技術士として、県内外中小企業の生成AI活用によるデジタルトランスフォーメーション推進、個人情報保護体制構築等を支援している。 |
| 実務経験と授業科目との関連性 ビジネスの様々な場面で、各種法規制の分析・対応、個別契約の審査・改善、交渉・締結等を行ってきた者として、民法を単なる法的知識ではなく、実務を推進するための基本ルールとして、説明することができる。 |